

平成25年 5月27日

京都市会議長 橋村 芳和 様

中村 三之助

宇井 勉

井上 教子

高橋 恭一朗

中川 一弘

~~田中 洋~~

津田 早苗

青田 寿雄

海外行政調査計画書

下記のとおり海外行政調査について計画しましたので提出いたします。

記

1 調査の目的

京都動物愛護センター（仮称）の施設整備及び整備後の有効活用を通じ、「京都市動物愛護行動計画—京（みやこ）・どうぶつ共生プラン—」を推進し、市民からの大きな期待にこたえとともに、平成25年9月に施行予定の改正動物愛護管理法に対応できる施設整備及び施設の管理運営を行うため、世界的に注目される先進的取組みをしている施設及び都市における人と動物との共生に係る社会システム等を調査する。

2 調査テーマ

「人と動物が共生できる都市・京都」の推進強化に向けた「京都動物愛護センター（仮称）」の整備充実と有効活用に向けて

3 調査項目及び選定理由

<p>(調査テーマ) 「人と動物が共生できる都市・京都」の推進強化に向けた「京都動物愛護センター（仮称）」の整備充実と有効活用に向けて</p>	<p>(調査項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 動物愛護・人と動物の共生に関する先進的取組の事例 イ 動物保護に関する法規とその実施状況 ウ 動物保護協会及び動物保護施設の運営及び活動状況 エ 動物保護に関する行政と民間の連携協力の状況 オ 動物保護施設における動物保護教育活動の先進的取組の事例（なお、海外では動物保護の用語が一般的で、動物愛護という用語はない） カ 人と動物の共生を進める都市の総合力
	<p>(選定理由)</p> <p>本市では、平成21年3月に「京都市動物愛護行動計画一京（みやこ）・どうぶつ共生プラン」を策定し、動物の捕獲、収容、殺処分に重点を置いていた従来の方針から、「人と動物が共生できる都市・京都」を目指し、動物愛護行政への転換を図っている。</p> <p>しかしながら、本市の現状は、平成22年度でも犬・猫の引取り数1,937のうち殺処分数1,712（88.4%）に上るなど、目指す方向と現実との間には大きな乖離がある。</p> <p>それを解消するには、一方で</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の動物愛護・管理に関する活動の一層の高揚 ○関係者間の相互理解に基づく共汗（きょうかん）関係の強化 <p>等、施策推進のためのソフト面での基盤整備が必要であり、京都動物愛護センター（仮称）の開設に備え、早期に人材育成や共汗関係のあり方を含め共汗システム整備に取り組む必要がある。</p> <p>他方で、本市の動物愛護の基幹施設である「家庭動物相談所」についても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○動物の収容能力の不足 ○犬猫の譲渡推進施設の不備 ○動物愛護・適正飼養啓発及び実施施設の不備 ○動物愛護に関する活動支援及び情報発信基地の不備 ○防災及び災害時における動物保護設備の不備 <p>等の多くの課題を抱えている。</p> <p>更に、本年9月には、動物愛護管理法が改正され、第一条の目的に関し「人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする」ことが明記されるとともに、動物愛護管理推進計画の中に「災害時における動物の適正な飼養及び保管をはかるための施策に関する事項」策定を義務付ける、「引取りを求める相当の</p>

事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる」、「引取りを行った犬または猫について、殺処分がなくなることを目指して」とし、そのための一方策として、動物愛護団体に引取りだけでなく「譲渡」についても委託ができる、動物虐待につき獣医師通報制度が設けられるなど、計画されている京都動物愛護センター（仮称）を含め動物愛護センターの役割を大きく変える要因が出てきている。改正動物愛護管理法は、平成25年9月1日に施行される予定であり、「京都動物愛護センター（仮称）」にとって、新法（改正法）への対応策も必要不可欠である。

本市では、「京都動物愛護センター（仮称）」を設置するにあたり、当該構想委員会からも提言があるとおり、

①「人と動物が共生できる潤いのある豊かな社会」の実現に寄与する施設

②誰もが利用できる施設

③動物愛護ボランティア等との共汗で進める施設

という観点が重要と考えており、先ずは、そのようなコンセプトに基づき、動物を通じての命の大切さや人と動物の正しい関わり方の理解と本市における人と動物の共生を推進する場としての整備を図る必要がある。その上で、より発展的に、京（みやこ）・どうぶつ共生プラン推進の中核（拠点）施設としての多視角的・戦略的な要素を加え、長期的な視点からの総合的・体系的なアプローチも必要である。

都道府県と中核市の連携、動物愛護教育の推進などの個別の課題については、国内の類似施設にも興味のある取り組みをしているところが見られるが、今、本市が「京（みやこ）・どうぶつ共生プラン」で実現しようとしているのは、「まちづくり」そのものに関わる総合的なものであり、そのこととの関係で京都動物愛護センター（仮称）の整備と整備後の運営について強く求められるのは「総合力」である。そのような視点からすると、わが国には参考事例がなく、海外でも、ベルリン市、ロンドン市など数例を数えるにすぎない。

なお、海外では、動物愛護は、環境保護と一体的に扱われる傾向が強く、その点でも、世界的な動物愛護の先進地での取り組みとその背景を調査・研究し、「京都動物愛護センター（仮称）」の整備と運営に生かし、本市が世界の共生先進都市に名を連ねられる状況を作り出すことは、観光都市・環境都市京都の国際戦略としても非常に重要である。また、今後、都道府県・指定都市で進められることが予想される動物愛護センター等の施設整備の範を示すことができれば、わが国における共生推進の先進事例としての役割を果たすことになり、その視点からの意義も大きい。

調査対象都市、組織、施設が多数に及び調査項目も多岐に亘るので、日程的にはハードなところもあるが、事前に調査項目ごとの資料を入手し、現地調査に備えることにより効率化を図り、現地調査に支障のないようにする。

4 調査テーマに係る調査都市・施設の選定

調査のテーマ及び調査項目等について検討した結果、以下の都市、施設を選定します。

調査項目	都市名・施設名
ア 動物愛護・人と動物の共生に関する先進的取組の事例	ア ドイツ・ベルリン市 ・BVG (ベルリン圏公共交通事業体) ・PRODOG (犬の学校) ・ベルリン動物保護施設 フランス・パリ市 ・パリ市役所環境衛生局 (清掃局)
イ 動物保護に関する法規とその実施状況	イ ドイツ・ボン市 ・ドイツ連邦食糧・農業・消費者保護省 ・ドイツ動物保護連盟 フランス・パリ市 ・フランス農水省 イギリス・ロンドン市 ・イギリス環境・食糧・農事省 (DEFRA*)
ウ 動物保護協会及び動物保護施設の運営及び活動状況	ウ ドイツ国内各都市 ・ドイツ動物保護連盟 (ボン) ・ベルリン動物保護施設 (ベルリン) イギリス ・王立動物虐待防止協会RSPCA** (ホーシャム)
エ 動物保護に関する行政と民間の連携協力の状況	エ ドイツ国内各都市 ・ドイツ動物保護連盟 (ボン) ・ベルリン動物保護施設 (ベルリン) フランス・パリ市 ・フランス農水省 (パリ) イギリス ・イギリス環境・食糧・農事省 (ロンドン) ・王立動物虐待防止協会 (ホーシャム)
オ 動物保護施設における動物保護教育活動の先進的取組の事例	オ ドイツ・ベルリン市 ・ベルリン動物保護施設 イギリス ・王立動物虐待防止協会 (ホーシャム)
カ 人と動物の共生を進める都市の総合力	カ ドイツ・ベルリン市 イギリス・ロンドン市

* Department for Environment Food and Rural Affairsの略語で、イギリス環境・食糧・農村 (地域) 省と和訳されているが、組織の所管事項を考慮し一応上記のように訳している。

** Royal Society for The Prevention of Cruelty to Animalsの略語

なお、各都市及び施設の詳細な選定理由は以下のとおりです。

訪問都市・施設の選定理由

ドイツ・ベルリン市

世界的に見て、ドイツのベルリン市は「人と動物の共生」が最も上手く進められている都市とされている。ドイツの法律やベルリン市の条例もさることながらベルリン市全体の社会システムとそれを支える施設の充実には目を見張るものがある。その象徴が世界最大と言われるベルリン動物保護施設とベルリンの公共交通機関であり、それを実現させるソフト面での基盤形成に大きく貢献してきたのが50以上ある犬の学校 (Hunde Schule) である。今回の行政調査には、そのような社会システムを総合的かつ体系的に把握しようという意図があり、下記の三施設を中心に都市そのものを調査対象にするものである。

1 ベルリン動物保護施設

<施設概要>

ベルリン郊外にある世界最大かつ最も先進性の高い動物保護施設である。約16万平米という広大な敷地に犬舎、猫舎、300人収容可能な多目的ホール、動物医療センター、事務局・スタッフ棟、レストラン、ドッグラン、乗用車100台以上が駐車できる駐車場、ペット霊園等、動物保護施設に求められる設備はすべて備えられている。映画の主舞台に用いられるなど施設全てが非常に立派なもので、一部に立派すぎるとの批判もあるが、従来の動物保護施設のマイナスイメージを払拭し、訪問者を増やすための工夫の一つであり、結果としてその役割を十分に果たしている。スタッフ120名、動物の世話係100名、獣医師15名が施設の維持管理・運営、保護動物の健康管理・世話等に携わっている。この施設には、虐待や遺棄との関係で警察官詰め所が設けられており、法獣医学の素養のある獣医師との連携により虐待に対する法律上の適切な対応がとれるようになってきている。年間1万頭を超える保護動物は、基本的にすべてが譲渡され、殺処分は行われない。例外的に、回復不可能な病気その他の理由によって安楽死が動物にとって好ましいと施設長と獣医師長の双方が判断した場合にのみ安楽死の方法がとられる。この施設の管理運営費は全て運営主体のベルリン動物保護協会が調達し、公的資金は入っていない。

<調査の必要性和調査項目>

施設の規模は整備予定の京都動物愛護センター (仮称) と異なるが、いずれも、今後の整備と整備後の有効活用、「京 (みやこ)・どうぶつ共生プラン」の推進に非常に大きな示唆を与えるもので、必要不可欠の調査対象である。

- ① 全体の施設・設備の調査 (それぞれの施設・設備ごとに具体的に調査する)
- ② 施設の管理運営全般
- ③ 施設利用者増加のための創意・工夫
- ④ 動物医療施設の利活用法
- ⑤ 警察との連携
- ⑥ 専任スタッフとボランティアの連携
- ⑦ 施設を利用した動物愛護と適正飼養管理の教育活動
- ⑧ ベルリン市における人と動物の共生推進のために施設が果たす役割
- ⑨ ドッグラン、ペット霊園等、ベルリン都市圏に不足する施設設置による地域貢献
- ⑩ 世界各地から見学者を呼ぶことによる地域貢献

2 BVG (ベルリン圏公共交通事業者)

<組織の概要>

ベルリン市及びブランデンブルグ州の一定範囲の公共交通機関（バス、路面電車、地下鉄、郊外電車、船舶輸送等）を管理運営する組織がBerliner Verkehrsbetriebeである。ドイツの大都市と中都市の一部には同様の組織があり、利用条件等についてもほとんど違いはないので、ここでの調査結果は、ドイツの都市圏の公共交通機関全般に通用するものである。わが国でも、ペットに開かれた欧米社会の象徴として公共交通機関への犬同伴乗車のシステムが紹介されている。利用条件については、わが国ではほとんど紹介されていないが、犬種制限、頭数制限、犬の管理者の年齢等に基づく制限、利用乗車券の種類等に基づく制限、利用時間帯の制限、利用路線の制限、利用条件の制限等、様々な制限がある。事故防止、迷惑防止、混雑回避、動物保護等、様々な理由によるものである。ベルリン都市圏においても公共交通機関につき幾つかの視点から利用制限がされている。

<調査の必要性和調査項目>

利用条件の調査結果は、施設の利用目的や設備等との関係で、施設ごとの調整は必要であるとしても、本市が進める京（みやこ）・どうぶつ共生プランとの関係で犬同伴による公共施設の利用条件を策定する上で応用可能な汎用性があり、そのような視点からも調査の必要性は極めて高い。

- ① ペット同伴を認めることによる利便性等
- ② ペット無飼養者の反応
- ③ 組織、利用規則等の一般的事項
- ④ 公共交通機関における犬同伴にかかる各種の利用制限の内容
- ⑤ それぞれの利用制限の理由
- ⑥ 規定と運用との間における乖離の有無とある場合には具体的内容（制限が守られていない等）
- ⑦ 違反者に対する対応
- ⑧ 同伴犬による事故や迷惑行為の有無とある場合にはその具体的内容とそれぞれにつき把握できる数
- ⑨ 事故や迷惑行為に対する対応
- ⑩ 犬同伴者による施設及び各車両内の利用実態の視察

3 PRODOG (犬の学校の1施設)

<施設概要>

ベルリンにある犬の学校の一つで、犬をほめて育てるという世界的な流れに沿った教育を行っている。固有の教育プログラム（教育プログラムは、細部に至ると異なるところもあるが、必ずしも独自性の強いものではなく、むしろ共通の要素が強い）と教育施設（教育施設を持たない犬の学校もある）を持ち、積極的に教育活動を行っている。幼児、初級、中級、上級、スポーツ、特別の各教育プログラムを持ち、それぞれの目的に従い、犬と共に飼い主教育を行っているのがドイツの犬の学校の特徴である。そうするのでなければ、犬と社会に対する飼い主の責務が果たせないことに加え、教育の持続的な効果が保てないからである。ドイツの犬の学校のあと一つの特徴は、受講料が少額であることで、固有の施設を持つ学校でも、吠え癖や咬み癖のある犬等の対する個別・特別対応を除き、1回1時間（正確には犬の集中力の持続時間を考慮して15分の休憩時間を挟み15分ないし20分の訓練が2回）の授業を単位とする10回ないし15回のコースで15,000円から20,000円位である。そのようなこと

もあり、非常に多くの人々が利用している。犬の社会進出を考える上で、飼い主教育と犬の躰・訓練は必要不可欠である。特に、犬に関われた共生社会にとっては、犬の学校とその教育システムは非常に重要な社会システムである。

〈調査の必要性と調査項目〉

ドイツでは、犬による迷惑行為に対する市民の目は非常に厳しく、それに対応できることが飼い主の義務として強く求められている。他方で、そのことと引き換えに犬の社会進出が広く認められ、公共交通機関や不特定多数の人が利用するホテルなどの施設の多くがペットとしての犬を受け入れている。そのしくみの中核施設が犬の学校であり、義務教育ではないが、非常に多くのドイツ人が利用している。中でも、ベルリンは、都市の規模が大きく、人口も多いので、他の都市以上に飼い主への求めは強い。ベルリンで犬の学校が非常に多く見られるのも、それと無関係ではない。当然、犬の学校の質保証も強く求められ、そのこととの関係で犬の学校の質も高い。それを現場で確認し、京都市の進める共生都市の推進に役立てるのが今回の調査の役割の一つである。犬の教育の効果を上げるためには、犬の本能、習性、個性をよく理解し、無理のない教育プログラムを作ることが大切であるが、それがどのように行われているかを調査・点検する。また、飼い主の教育については、どのような視点から、どのような資質、能力、技術を備えさせようとしているのかということ調査・確認し、本市の進める共生都市推進に役立てる。また、ドイツでは、飼い主と犬の関係には法律を含め特に注意がはらわれているので、両者の関係構築を、訓練という視点から調査するものこの施設での重要な調査目的であり、本市において人と犬の共生を考える上での重要な視点にもなる。また、犬の学校の訓練に用いられる設備・機器を調査し、京都動物愛護センター（仮称）の整備に活用する。

- ① 犬の学校の施設・設備
- ② 犬の学校の教育理念
- ③ 犬の学校の教員構成
- ④ 犬の学校のコース毎の到達目標と訓練・講義の具体的内容
- ⑤ 生徒（受講犬・保護者）の到達目標達成度
- ⑥ 卒後教育・卒後相談の要・不要と理由
- ⑦ 卒業犬の問題行動と教育機関の責任
- ⑧ 授業参観（実技・講義）

ドイツ・ボン市

ボン市は、首都がベルリン市に移るまでの首都であり、現在も、動物保護を所管するドイツ連邦食糧・農業・消費者保護省の本省はボン市に置かれている。それにあわせて動物保護に関係する連邦規模の団体の本部がボンに置かれていることも少なくない。基本法（わが国の憲法に相当する）で「動物保護」をうたい、民法で「動物は物ではない」と定め、世界をリードする動物保護法の一つである「動物保護法」や「動物保護犬規則」まで制定しているドイツ連邦共和国の動物保護行政の司令塔ともいえるドイツ連邦食糧・農業・消費者保護省において法律の体系をも含めた社会システム全体を調査することは大きな意義がある。それとともに、ドイツでは、動物に関する権限の多くが州や自治体に委ねられているので、連邦と州や自治体との役割分担と連携のあり方についても調査する必要がある。また、ボン市には、ドイツの主要な動物保護施設を運営する動物保護協会70

0以上、動物保護施設500以上、16の州の州動物保護連盟、800,000人以上の会員を擁するドイツ動物保護連盟の本部が置かれており、ドイツの動物保護施設の全体像を把握し、施設相互間の連携協力、施設と行政の連携協力、施設職員とボランティアの協力関係等については、最適の調査対象である。

1. ドイツ連邦食糧・農業・消費者保護省（動物福祉グループ）

〈組織の概要〉

ドイツ連邦共和国は、基本法により自然環境保全と動物保護を国の基本方針にすることを明確に規定している。また、民法は、動物には命があり「物」ではないと定めている。それらの法律の基本的な考えに即して「動物保護法」や「動物保護犬規則」等の法律が整備され、法律に則して様々な社会システムが構築されている。なお、ドイツでは、「ペット動物の愛護については、打つべき手はほとんどうち、残された問題は産業動物である」等と言われることもあり、その分、ペットに関する法律や社会システムの完成度は高い。

〈調査の必要性と調査項目〉

（調査の必要性については、ボン市の選定理由参照）

- ① ドイツ連邦共和国におけるペットの飼養状況
- ② ドイツ連邦共和国におけるペット政策の基本
- ③ ペットに対する国、州、自治体の分担と協力
- ④ 動物行政における動物保護施設の役割と協力
- ⑤ ドイツで犬の社会進出が進む理由とその背景
- ⑥ 犬の飼養・管理に関する規制と飼い主の責任
- ⑦ 犬税の種類、存在理由、徴税率、実際の用途

2. ドイツ動物保護連盟

〈組織の概要と調査の必要性〉

ドイツの動物保護協会や動物保護施設の多くは、州単位の動物保護連盟に加盟すると共に、全ドイツの連盟にも加盟している。その全国組織がドイツ動物保護連盟で、ボン市の説明文に記した組織、個人が加盟するヨーロッパ最大の動物保護・環境保護連盟である。動物保護施設に関する固有の規則を制定し、加盟する動物保護施設は、その規則に則してそれぞれの動物保護施設の整備と管理運営を行っている。それとともに、ドイツの動物保護に関する法律の制定や改正についてのロビー活動を行っている。ドイツの動物保護関連の法律や動物保護施設を調査する上で必要不可欠の調査対象である。

〈調査項目〉

- ① 動物保護に限定した組織の概要と役割
- ② 連盟に対する加盟組織等の権利と義務
- ③ 動物保護施設規則の役割と運用の状況
- ④ 動物保護活動との関係での連盟の役割
- ⑤ 施設相互間協力と連盟・州連盟の役割
- ⑥ 注目すべき機能を備える動物保護施設
- ⑦ 注目すべき活動を行っている保護施設
- ⑧ 法律制改定におけるロビー活動の状況

フランス・パリ市

フランスでは、賃貸住宅や集合住宅でペット飼養を禁じる規約や契約を締結しても法律上無効とされるため、犬や猫を飼養することができる。そのようなこともあり、パリ市では、中心部でも多くのペットが飼養されており、ペットが多く見られる。犬の躰と訓練はよくできているが糞の始末は不十分などところがある。パリ市は、本市と同様に国際観光都市であり、そのこととの関係で、まちの美化には関心が高く、犬の糞害との関係では、世界に類例のない創意・工夫が行われてきた。道路脇の糞清掃用排水口、糞処理専用バイク（モトクロット）、犬専用公衆トイレ、糞処理用機器・ビニール袋スタンド等の社会資本はその一例である。いずれも、非常にユニークなもので視察に値する。特に、パリ市13区で試験的に設置されている犬専用公衆トイレと、糞処理用ビニール袋スタンドは、パリ市における利用状況いかによっては、本市で重要な課題になっている「地域ねこ活動」に応用できる可能性があり、詳細に調査する必要がある。また、設置過程におけるパリ市と施設周辺の住民の交渉の過程及び内容は、今後、本市が「京（みやこ）・どうぶつ共生プラン」を進める上で住民の協力が必要となる課題については非常に参考になるものである。

さらに、フランスは、動物保護施設との関係では、バカンスという特殊要因があり、災害等の特殊要因のあるわが国においても施設の運営上参考になるところがある。動物保護施設については、主要な調査対象国・対象都市であるドイツ・ベルリンと比較すると、フランス・パリ市は、動物保護施設の数が少なく規模も小さい中で、保護活動を効果的に行うためにどのような工夫がされているかを調査する必要がある。動物保護施設については調査対象にすべきものはないが、ペットとの関係で、他国、他都市とは異なる法制度、社会システムが見られるので、制度の長短得失等を調査する必要がある。それらについてはフランス農水省動物保護部（動物福祉室）が非常に重要な調査対象になる。

1 パリ市役所環境衛生局（清掃局）

<組織の概要>

パリ市の清掃全般を担う組織であり、上記の創意・工夫は全てこの部局から生まれたものである。それらの創意工夫と共に、それを推進するための広報活動にも非常に熱心で、そこにもさまざまな創意工夫が見られる。自由を尊重する気風の強いフランス・パリで、犬の糞害に対する規制を強めることは容易なことではないが、それなりの効果をあげている背景には、この組織の意志の強さと能力の高さがある。

<調査の必要性と調査項目>

- ① パリ市におけるペットの飼養状況
- ② 公共交通機関・公的施設の犬対応
- ③ 犬起因の損害迷惑行為の発生状況
- ④ 糞処理条例違反への具体的対応策
- ⑤ 13区の犬専用トイレの利用状況
- ⑥ 糞害対策の効果と運用上の課題
- ⑦ 糞害対策に関する広報活動の役割
- ⑧ 飼い主の資質向上策の有無と内容

2 フランス農水省（動物福祉室）

〈組織の概要〉

ペットに関する対応が基本的に州や自治体に委ねられているドイツと異なり、フランスでは、動物保護や動物福祉の問題は、国の直轄事業とされている。そのため、国の動物保護や動物福祉を所管するフランス農水省動物保護部（動物福祉室）は、所管分野について非常に大きな権限を有している。そのこととの関係で、フランスのペットに関する情報はすべてこの組織に集約されるので、動物保護施設を含め非常に重要な調査対象になる。加えて、ドイツとイギリスは、わが国と比べて動物保護団体や動物保護施設を含めペットをめぐる社会状況に格段の差があるのに対し、フランスは類似の要素が少なからずあるところから、調査対象として参考にすべき要素がある。なお、フランス農水省動物保護部（動物福祉室）は、イギリスのDEFRA程の情報発信力はないが、特に組織の長（ナタリー・メリク室長）は、「都市環境における人とペットの関係に関する研究」によりパリ大学から獣医学博士号を授与されており、その分野についての資質と能力は非常に高いので、本市の「京（みやこ）・どうぶつ共生プラン」推進に関しても、極めて重要な調査対象になる。

〈調査項目〉

- ① フランスにおけるペットの飼養状況
- ② 現在特に問題になっている重要課題
- ③ 交通機関、公的施設への犬の受入れ
- ④ 犬猫の身元証明制度と遺棄防止効果
- ⑤ 飼い主責任強化に伴う具体的な効果
- ⑥ 保護施設の役割と運営面の官民協力
- ⑦ 注目すべき保護施設の有無と注目点
- ⑧ 保護動物の譲渡に関する課題と対応
- ⑨ 飼い主の資質向上のためのシステム
- ⑩ 保護施設整備・管理運営上の課題

イギリス・ロンドン市（RSPCAはホーシャム）

イギリスは、他国に先駆けて近代の動物愛護活動を始めた国であり、その後も着実に動物愛護の歩みを進めている。その結果、現在、動物保護の法律と、人と動物の共生に関する社会システムに関しては、ドイツと共に、世界で最も進んだ国の一つになっている。ロンドン市においては、公共交通機関で所定の条件のもとでの犬同伴乗車が認められており、また、まちの至る所で犬の姿を見ることができる。ベルリンと異なるところがあるとすれば、まちの中心地にあるハイドパークやケンジントンガーデンでも見られる犬の水飲み場、犬の糞処理専用ゴミ箱等の社会資本である。また、両公園では、児童公園、バラ園等の施設、野鳥の産卵・幼鳥の飼育場所等との関係で、犬の立ち入り禁止場所、リード装着場所等が極めて適切に設けられており、本市が京（みやこ）・どうぶつ共生プランを進める上で参考にすべき設備やシステムが多数存在している。さらに、世界的に有名なデパートであるハロッズのペットショップのペットの販売方法は、ペットの福祉を最もよく考慮したものとして注目されているなど、調査に値する施設や設備が数多くあり、まちそのものが調査対象になる。

それとともに、世界の動物保護に関する組織としては最も精力的に活動し、情報発信を行っているイギリス環境・食糧・農事省（DEFRA）の動物福祉部、ロンド

ン近郊のホーシャムに本拠を置きイギリスのみならず世界を舞台に活動する王立動物虐待防止協会（RSPCA）は、動物保護・動物福祉と人と動物の共生先進国の象徴的存在であり、その組織と活動状況は調査対象として必要不可欠である。

1 王立動物虐待防止協会（RSPCA）

<組織の概要>

ロンドン南南西約50キロのホーシャムに本部のある現在存在する組織としては世界最古で最大の動物保護団体である。1824年に設立され、現在、約1、500人の常勤職員が年間百億円を超える予算を活用し、多彩な動物保護活動を展開する巨大組織である。2011年の実績で約十二万頭の動物が救助され、ほぼ半数の動物が新たな飼い主の下で飼養されている。また、下記の動物医療施設では、同じく2011年の実績で、八万頭を超す動物に不妊去勢手術、六万頭を超す動物にマイクロチップの装着が行われている。それらを含め活動資金はすべて寄付で賄われ、基本的に公的資金は入れられていない。主要な活動は、虐待・遺棄された動物保護、産業動物・実験動物福祉の推進、青少年に対する動物保護及び動物福祉教育の推進、動物保護・動物福祉に関連する法律整備の推進等である。イギリス国内に4つの動物病院と多数のクリニックを有し、年間約二十万頭の治療を行っているが、様々な事情から市中の動物病院の治療を受けることのできない動物で、獣医療活動の主要な目的は飼い主支援と動物保護・福祉思想の社会への定着にあり、診療費は市中の動物病院に比べ著しく低額である（それにより、対象動物に受診の機会が与えられ、動物の福祉につながる）。

この組織のあと一つの大きな特徴は、組織で育成されたインスペクターという専門的知識を備えた職員による個別の動物虐待に対する綿密な調査であり、調査結果と収集した証拠により虐待を行った者の特定と裁判で有罪に持ち込めると判断できる場合に動物虐待容疑の告発を行っていることである。この組織が設立以来積み重ねてきた告発の実績調査は、今回の動物愛護管理法改正により導入させる（動物虐待に係る）獣医師通報制度の運用にとって最も重要な調査対象になる。獣医療施設を併設する予定の本市の動物愛護センター（仮称）整備・管理運営上、必要不可欠の調査対象である。

<調査項目>

- ① 王立動物虐待防止協会の組織と活動の概要
- ② 動物虐待に関連する調査のシステムの概要
- ③ 動物虐待の調査結果と告発システムの概要
- ④ 告発システムと法律家・獣医師の役割分担
- ⑤ 動物保護・譲渡システムの概要と活動実態
- ⑥ 動物及び飼養者に対する支援諸活動の概要
- ⑦ 動物医療諸活動と市中動物医療施設の反応
- ⑧ 青少年に対する動物保護・福祉教育の概要
- ⑨ 動物保護活動に係る地域間格差への対応策（府市連携事業関連）
- ⑩ 動物保護団体の活動資金と活動の説明責任

2 イギリス環境・食糧・農事省（動物健康福祉部）

<組織の概要>

イギリスにおける動物の健康及び福祉に関しては、実験動物が内務省の所管に属している以外、全てこの組織が所管している。口蹄疫発生に対し当時の行政組織では適切に対応できず、非常に深刻な事態を招いたところから、農畜産由来の食糧に関連する全ての組織を一元化して新たに構築された行政上の国家

組織がDEFRAである。実験動物を除き、産業動物、展示動物、家庭動物、野生動物等、全ての動物に対する対応をDEFRAが所管している。イギリスにおいては従来、動物福祉の問題を含め産業動物の分野に政策の重点が置かれ、特徴のある政策がとられてきたが、20世紀の後半以来、特にDEFRAが発足した21世紀初頭以来、ペットについても、非常に積極的な対策がされており、動物福祉、適正飼養管理などを含め、法律制定・改正、政策推進を目的とする広報活動等、注目すべき活動が続けられている。動物保護先進国・動物との共生大国の中心的行政機関として、理論と実務の双方から綿密に検討を加え、政策策定や広報活動を行っている。動物保護や動物福祉を含め、動物行政に関しては、国際社会における情報発信力・影響力の強い組織である。

〈調査項目と調査の必要性〉

- ① イギリスにおける犬猫飼養状況の実態調査
- ② イギリスにおける狂犬病予防行政の仕組み
- ③ 動物行政に係る国・地方自治体の役割分担
- ④ 動物保護活動と行政・動物愛護団体の役割
- ⑤ 一般家庭における犬の躾・訓練の実施状況
- ⑥ 犬の社会進出の前提条件と社会進出の限界
- ⑦ 公共交通機関、公共施設における受入状況
- ⑧ 道路、公園等における迷惑犬・問題犬対策
- ⑨ 危険犬の犬種指定による飼養規制の合理性
(犬種指定そのものと犬種選定の合理性)
- ⑩ 番犬(ガード・ドッグ)の飼養管理の規制
- ⑪ 番犬の実態、規制の内容、規制の合理性

ペットに開かれた社会の代表としてドイツとイギリスを挙げる人は多い。また、両国とも、民間の動物保護組織の活動が盛んであるところにも共通の要素はある。他方で、犬の躾・訓練については、ドイツが犬の学校をシステムの中心に据えているのに対し、イギリスではそれに類する組織・システムが見えてこない。その部分は、本市が進める京(みやこ)・どうぶつ共生プランを推進する上で、非常に重要な役割を果たすことになるので、特にイギリスについては、慎重かつ丹念に調査する必要がある。

5 調査行程及び経費

(1) 調査日程

日程 平成25年7月下旬～平成25年8月下旬（9日間）

月 日	発着地・滞在地	交通機関	調査項目・調査都市・調査施設等
1日目	関西国際空港 －フランクフルト空港 フランクフルト市 －ベルリン市（泊）	飛行機 飛行機	（移動日）
2日目	ベルリン市内 ベルリン市（泊）	専用車	（ベルリン市） ・ベルリン動物保護施設 ・市内の共生状況の視察 当該施設でのヒアリング 実地視察
3日目	ベルリン市内 ベルリン市 －ボン市（移動） ボン市（泊）	専用車 鉄道	（ベルリン市） ・ベルリン圏公共交通事業者（BVG） ・PRODOG（犬の学校） 当該施設でのヒアリング 実地視察
4日目	ボン市内 ボン市 －パリ市（移動） パリ市（泊）	専用車 鉄道	（ボン市） ・ドイツ動物保護連盟 ・ドイツ連邦食糧・農業・消費者保護省 当該施設等でのヒアリング 実地視察 （パリ市） ・市内のペット用社会資本視察
5日目	パリ市内 パリ市 －ロンドン市（移動） ロンドン市（泊）	専用車 鉄道	（パリ市） ・パリ市役所環境衛生局（清掃局） ・フランス農業水産省 当該自治体でのヒアリング 実地視察
6日目	ロンドン市 －ホーシャム市（移動） ホーシャム市 －ロンドン市（移動） ロンドン市（泊）	専用車 専用車	（ホーシャム市） ・王立動物虐待防止協会（RSPCA） （ロンドン市） ・環境農業省（DEFRA） 当該団体・施設でのヒアリング 実地視察

月 日	発着地・滞在地	交通機関	調査項目・調査都市・調査施設等
7日目	ロンドン市内 ロンドン市（泊）	専用車	（ロンドン市） ・市内のペット用社会資本視察 ・市内の共生状況視察
8日目	ヒースロー空港 －フランクフルト空港 フランクフルト空港 －関西国際空港 機内（泊）	飛行機 飛行機	（午前中） ・資料整理と帰国準備 （移動日）
最終日	関西国際空港 着 （解散）		（移動日）

(2) 経費

合計額	約 8,749,540円
一人当たり概算額	約 980,000円
内 訳	※参加者10名（議員8名、随行者2名）で計算 航空代金 約 3,640,000円 空港使用料 26,500円 現地空港税 292,640円 燃油サーチャージ 約 586,000円 JR代金（はるか）京都～関西空港往復 84,400円 宿泊・列車代金 約 2,400,000円 現地費用（送迎車・ガイド） 約 770,000円 通訳 約 550,000円 取扱手数料 約 400,000円

6 その他（参考事項等）